平成２７年（フ）第６号
熊本県天草市五和町御領9628番地41　大島アパート301号室、前住所岡山県英田郡西粟倉村大字長尾32番地５
破産者　横林　　瞳
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第７号
熊本県天草市楠浦町1661番地
破産者　邊田　大輔
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第３８号
大分県別府市上田の湯町３番12号　甲斐ビル15号
破産者　橋本　信一
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３９号
大分県別府市上田の湯町３番12号　甲斐ビル15号
破産者　橋本久美子
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７号
宮崎市鶴島３丁目110番地
破産者　岩切　直臣
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８号
宮崎市大**塚**町馬場崎3555番地　第１高橋マンション406号
破産者　福本　優子
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０号
宮崎市丸山１丁目101番地４　ラ・ビアン丸山102号
破産者　本庄真紀子
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４２５号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目38番６号
破産者　林田　民子
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１６号
鹿児島県鹿児島市平之町16番11号　ロイヤルコート平之602号
破産者　樗木　一郎
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３０号
鹿児島県鹿児島市加治屋町８番11号　上拾石ビル301号
破産者　小田原和子
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５号
鹿児島県姶良市西姶良３丁目17番５号
破産者　竹之内和恵
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第６号
鹿児島県姶良市蒲生町上久**徳**2727番地１コーポラス下中原２棟101号
破産者　郡山　慎也
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第９号
鹿児島県霧島市国分清水１丁目25番９号コーポ谷口２棟103
破産者　深田　真紀（旧姓柴田・柴立）
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
鹿児島県伊佐市大口下殿41番地
破産者　松山英里佳
１　決定年月日　平成27年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

更　生　計　画　認　可

平成２６年（ミ）第１号
佐賀県鳥栖市酒井西町789番地１
更生会社　鳥栖観光開発株式会社
１　決定年月日　平成27年４月30日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画案の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済の方法
１　更生担保権
⑴　確定債権額

債権者数	確定金額	別表
１名	232,000,000円	別表４

⑵　権利の変更及び弁済方法
ア　別表４記載の更生担保権については、確定債権額の約75％に相当する１億7560万円を一括弁済日に弁済する。ただし、本章２⑵ウの免除の同意が得られた場合、その免除額を加算して一括弁済日に弁済する。
イ　確定債権額のうち、前号に基づく弁済後の金額は、一般更生債権とみなし、更生担保権者が既に有する一般更生債権額と合算をして、３⑵を適用する。
ウ　前２号による弁済後の残金全額について免除を受ける。
２　一般の優先権のある更生債権（租税等の請求権）
⑴　債権額

債権者数	確定金額	別表
１名	32,210,100円及び額未定	別表５

⑵　権利の変更及び納付方法
ア　更生手続開始決定の日から１年が経過する日又は更生計画認可決定の日のいずれか早い日までの間に生じる延滞金は、徴収の権限を有する者の意見を聴き、全額免除を受ける。
イ　更生計画認可決定の日の翌日から完納の日までの間に生じる延滞金は、徴収の権限を有する者の意見を聴き、全額免除を受ける。
ウ　更生手続開始決定日の前日までに生じた延滞金は、徴収の権限を有する者の同意を得て、その額の免除を受ける。
エ　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までに生じた延滞金は、徴収の権限を有する者の同意を得て、その額の免除を受ける。
オ　上記アないしエの定めによる免除後の金額全額を一括弁済日に納付する。
３　一般更生債権
⑴　確定債権額

債権者数	確定金額	別表
４名	3,975,877,114円及び額未定	別表６